

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年6月28日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する 医師又は歯科医師である 企業職員	勤務1月につき 、給料月額に100 分の20を乗じて 得た額に <u>498,500</u> 円の範囲内で医 療局長が定める 額を加算した額	医師手当	(1) 病院等に勤務する 医師又は歯科医師である 企業職員	勤務1月につき 、給料月額に100 分の20を乗じて 得た額に <u>644,500</u> 円の範囲内で医 療局長が定める 額を加算した額
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。